

○担い手等との意見交換会開催状況

1. 県全体又は広域での開催

(1) 千葉県農林水産就業者説明会における新規就農者等

日 時：平成27年11月23日（月） 9：50～15：00
場 所：きぼーる13F 千葉県ビジネス支援センター
参加者数：5名

(2) 一般社団法人千葉県農業協会稲作部会会員

日 時：平成27年12月16日（水） 15：30～16：45
場 所：プラザ菜の花 4F 「榎」
参加者数：16名

(3) 印旛、山武地域の担い手

日 時：平成28年1月20日（水） 14：00～16：00
場 所：印旛合同庁舎4F 第5会議室
参加者数：25名

2. 各農業事務所管内

平成27年4月から平成28年3月にかけて、県内各地域において担い手等との意見交換会を参加者2,528人（延べ人数）・226回実施した。

3. 担い手から出された主な意見

(1) 米価連動に対する意見

- ・田の地代について、当年度産米の価格とならないか。
- ・前年度の米価では地域に馴染まない（地主によって当年度価格と前年価格の違いが出てしまう）。
- ・前年価格を採用して米価は連動する場合であっても、周囲との違いがでてしまい損得があるように見えてしまう（前年の米価が安く、当年が高い場合、当年の地代について周辺と比べて受け手は徳をし、出し手は損をしているように思える）。

(2) 物納取扱いに対する意見

- ・地主は自分の田で採れた米を貰うことを望んでいる（親族へ自分の田の米を送っている）。
- ・毎年、米を直接地主へ持っていくことによって、地主との信頼関係を築いている。

- ・高齢の地主ほど物納に対する希望が強い。

(3) 農地の貸付期間に対する意見

- ・10年の契約期間は長く、将来的に自分の身に何かあった時が不安である。
- ・都市部では農地の資産的価値が高く、10年の契約では貸すことは難しい。
- ・会社に勤めている息子が、農業を行うかもしれないので、10年の契約は難しい。
- ・高齢者の地主の場合、長期間貸付けることで農地を取られてしまうのではないかとの考えがある。

(4) その他意見

- ・千葉県園芸協会の役員について、実践的な農業経営能力を有する農業者が少ないのではないかと。

○各地域での意見交換会での意見を踏まえて

農地中間管理事業の手続きを以下のとおり平成28年度

より見直す

1 賃料積算における米価の基準年度について

農地の賃料については、税務申告への対応などで年内に借料の支払いが完了できるよう、10月末の賃料徴収、11月末の借料支払としており、賃料徴収にあたり、9月に耕作者に納付依頼をする必要があったことから前年度の米価を基準に積算しなければ対応できない状況でした。

しかし、担い手等、現地では、その年の米価を基準に賃料設定する方式が多く採用されており、現地実態と同様の方式とすることで機構の活用が円滑に進むと判断されるため、次年度以降については、当該年度の米価を基準に積算する方式に改めます。

2 物納の取扱いについて

当初、農地の賃借料については、担い手の事務負担軽減から金銭による取扱いを原則としていましたが、本年度から、農地の出し手対策として、地域での円滑な話し合いを進めるため、国と協議した上で、地域集積協力金を活用している地区（5市町）の物納を認めました。

しかし、まだ農地の出し手の協力が少ないことから、出し手からのやむを得ない事情がある場合、平成28年度以降については、物納を認めることとしま

す。

3 農地の借入期間について

これまで機構の農地の借入期間を原則10年以上としていましたが、

- ・都市部での資産保有意識が強いこと
- ・後継者のUターン就農への期待を持つ地権者が多いこと

などで、短期での借受けを求める農地の出し手農家がいることからこうした農家の農地貸し出しを促進するため、見直しを行います。

なお、借入の下限期間については、農地の出し手や受け手の意向を今後、調査し、決定することとします。

4 農地中間管理事業運営委員会の設置について

当協会では、より農業者の意見を農地中間管理事業に反映させるために、担い手を中心（各農業事務所から担い手1名、当協会理事から2名）とした「農地中間管理事業運営委員会」を設置いたします。

本委員会の意見は、意見を集約後に当協会理事会へ報告、検討の上、事業推進に反映させていきます。